

福岡県医発第 1421 号 (総)

平成 20 年 10 月 3 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公印省略)

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ、厚生労働省より別紙のとおり通知がまいりましたのでお送り致します。

中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、事業者による自主回収が行われております。医療機関等に当該加工食品が納入されたことが明らかになった事案については、既に納入した事業者から納入した医療機関に必要な連絡がなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

(地I127)

平成20年9月25日

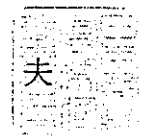
都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健

夫



中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医政局総務課・指導課・経済課より各都道府県等医政主管課宛に、中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応についての事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても情報提供方依頼がありました。

先般、中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、現在、事業者による自主回収が行われております。

同事務連絡は、医療機関等においても、当該加工食品が使用されていることが明らかになったことを受けたものであります。

当該加工食品が納入されたことが明らかになった事案については、既に納入した事業者から医療機関等に必要な連絡がなされているとのことです。その上で、同事務連絡では、行政として管内医療機関等に対し、地域の医師会等医療関係団体を通じるなどして情報提供を行うよう各都道府県に要請しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、都道府県等より貴会宛に情報提供方依頼がなされた際には管下医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



平成20年9月22日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

指導課

経済課

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

標記につきましては、別添のとおり、「中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について（平成20年9月20日厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課通知）」により、都道府県等衛生主管部（局）に連絡されております。

貴会におかれましては、医療機関等で別添の事案に係る加工食品の使用が明らかになり、事業者による自主回収が行われることになったことに鑑み、最新の情報に留意していただきますようお願いします。

また、医療機関等に本加工食品が納入されたことが明らかになった事案については、既に納入した事業者から納入先である医療機関等に必要な連絡がなされている点を申し添えます。

事 務 連 絡

平成20年9月22日

都道府県

各 指定都市 医政主管課 御中

中 核 市

厚生労働省医政局総務課

指導課

経済課

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

標記につきましては、別添1のとおり、「中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について（平成20年9月20日厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課通知）」により、都道府県等衛生主管部（局）に連絡されております。

貴課におかれましては、医療機関等で別添1の事案に係る加工食品の使用が明らかになり、事業者による自主回収が行われることになったことに鑑み、食品衛生主管部局と連携し、最新の情報に留意していただきますようお願いいたします。

また、医療機関等に本加工食品が納入されたことが明らかになった事案については、既に納入した事業者から納入先である医療機関等に必要な連絡がなされていますが、貴課におかれましても、管内の医療機関等に対して、地域の医師会等医療関係団体を通じるなどして情報提供をお願いいたします。

なお、当課より日本医師会、関連病院団体に対して、別添2により情報提供していますので、念のため申し添えます。

享 務 連 絡
平成20年9月20日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

今般、中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、事業者による自主回収が行われる旨の情報提供があり、本日、別紙のとおり公表しましたのでお知らせします。



厚生労働省発表
平成20年9月20日

担 当	医薬食品局 食品安全部 監視安全課
	輸入食品安全対策室
	室 長 道野 (2495)
	担 当 近藤 (2474)
	電 話 03-5253-1111
	夜間直通 03-3595-2337

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

今般、中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、事業者による自主回収が行われる旨の情報提供がありました（別添）。

中国で牛乳へのメラミン混入が確認された企業が製造した乳及び乳製品については、わが国への昨年1月以降の輸入実績はありませんが、本事案を踏まえて、本日付けで、下記の対応を取りましたのでお知らせします。

なお、中国から輸入される乳及び乳製品については9月12日より輸入手続を保留しています。

記

- 1 中国から輸入される乳及び乳製品並びに加工食品の輸入者に対し、原材料に使用された乳及び乳製品にメラミンの混入の問題がないか、検疫所、業界団体を通じて点検するよう要請した。
- 2 中国から輸入される食品のうち、原材料に乳及び乳製品を使用した食品については、輸入者に対しメラミンの検査を指示した。
- 3 本事案について、都道府県等及び関係団体に情報提供を行う。

(注) 本事案におけるメラミン使用は添加物としての使用と思料されるため、食品からメラミンが検出された場合又は食品へのメラミンの使用が確認された場合には、当該食品は食品衛生法第10条違反として輸入を認めない。

(参考)

1 メラミンについて

メラミンは、メラミン樹脂(メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂)の原料として使用されている。

<毒性>

TDI (耐容一日摂取量※1)

○米国食品医薬品庁 (FDA) : 0.63 mg/kg 体重/日 (メラミンとして)

○欧州食品安全機関 (EFSA) : 0.5 mg/kg 体重/日 (メラミン及び関連化合物全体として)

※ TDI (耐容一日摂取量) : 耐容摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在したり、食品を汚染する物質 (重金属、かび毒など) に設定される。耐容一日摂取量は、食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が許容できる一日当たりの摂取量であり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8\text{mg}$ (EFSAでは30mg) である。

(注) 詳細は内閣府食品安全委員会ホームページ「メラミンについて」を参照してください。

<http://www.fsc.go.jp/sonota/meramine.pdf>

2 中国からの輸入実績 (H19.9.20～H20.9.19)

主な食品	届出件数(件)	届出重量(トン)
菓子類	588	3,322
加熱後に摂取する菓子類などの冷凍食品	1,266	84,034
乳及び乳製品	12	216

※数値は輸入食品監視支援システム (FAINS) による検索結果である。

※乳及び乳製品は全て「その他の乳を主原料とする食品」で、いずれも乳脂肪調整品。

以上

お客様へお知らせ

お客様各位

平素は弊社製品に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび報道の「中国乳業メーカー製造の牛乳から化学物質メラミン検出の件」を受けて弊社で調査をいたしました結果、弊社中国の子会社が製造する一部の商品で原料に当該メーカーの牛乳を使用していることが確認されました。現在まで健康被害の報告はございませんが、万全を期すために当該商品を自主回収させていただくことにいたしました。お客様のお手元に対象商品がございましたら、大変お手数とは存じますが、左記の送付先に料金を精払いにてお送り下さいますようお願い申し上げます。後日、商品代金をお送りさせていただきます。何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

弊社製品をご愛顧いただいておりますお客様にご心配をおかけしますが、引き続き商品の安全確保に努めてまいりますのでご理解を賜りたくお願い申し上げます。

平成二十年九月二十一日

丸大食品株式会社

1. 対象商品

・「抹茶あずきミルクまん」 8個入り

(JANコード4902715 210124)

・「クリームパンダ」 6個入り

(JANコード4902715 258621)

・「メラタンクレープコーン」 7個入り

(JANコード4902715 143415)

2. ご送付先

丸大食品株式会社

〒569-8577 大阪府高槻市緑町21-3

※ご送付の際は、確実にご手配させていただくため、郵便番号・ご住所・お名前・お電話番号を明記下さいますようお願い申し上げます。

3. お問い合わせ先

丸大食品株式会社 お客様相談室

フリーダイヤル 0120-338846

(受付時間 午前9時から午後5時まで)

◎お客様からお知らせいただいた個人情報等は、本件の目的以外には使用いたしません。

別添 2

平成 20 年 9 月 22 日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

指導課

経済課

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

標記につきましては、別添のとおり、「中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について（平成 20 年 9 月 20 日厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課通知）」により、都道府県等衛生主管部（局）に連絡されております。

貴会におかれましては、医療機関等で別添の事案に係る加工食品の使用が明らかになり、事業者による自主回収が行われることになったことに鑑み、最新の情報に留意していただきますようお願いします。

また、医療機関等に本加工食品が納入されたことが明らかになった事案については、既に納入した事業者から納入先である医療機関等に必要な連絡がなされている点を申し添えます。